

日本赤十字看護大学人権・倫理委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、日本赤十字看護大学における人権侵害及び倫理問題の防止と解決等を円滑かつ適正に行うため、日本赤十字看護大学における人権の擁護と倫理問題の防止要綱第4条に規定する「人権・倫理委員会」について定める。

(組織)

- 第2条 日本赤十字看護大学人権・倫理委員会（以下「委員会」という。）を、危機管理センターのもとに置く。
- 2 本委員会のもとに、人権・倫理問題相談員（以下「相談員」という。）、同問題調停委員会（以下「調停委員会」という。）、同問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。
 - 3 相談員は、人権侵害及び倫理問題に関して、紛争の当事者の相談窓口となる。
 - 4 調停委員会は、人権侵害ないし倫理違反行為が発生したと認められる場合は、紛争の当事者の間で、適切な合意がはかれるよう努める。
 - 5 調査委員会は、人権侵害及び倫理問題に関して、苦情の申立と問題が発生したときに、その事実関係の調査を行う。
 - 6 本規程に定めるもののほか、相談員、調停委員会、調査委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(構成)

第3条 委員会は、学長が教授会の意見を聴いて任命する10名以内の委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じ、新たに委員を補充する場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 第3条の規定にかかわらず、委員会が特に必要と認める場合には、高度な専門知識を有する者、または人権侵害及び倫理問題等に対して卓越した識見を有する者を、臨時委員として委員会に参加させることができる。

- 2 臨時委員は、学長が期間を定めて委嘱する。

(委員会)

第6条 委員会に委員長を置き、その選出は委員の互選とする。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- 3 委員長は、委員会を必要に応じて招集し、その議長となる。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決定による。

(任務)

第7条 委員会及び相談員、調停委員会並びに調査委員会は、本学における人権侵害・倫理問題の防止及び解決等のために、次に掲げる事項を行う。

- (1) 人権侵害・倫理問題の防止に関する研修と啓発
 - (2) 人権侵害・倫理問題に関する相談への対応と解決
 - (3) 人権侵害・倫理問題に関する年次報告書の作成とその公表
 - (4) 人権侵害・倫理問題の防止及び救済等に関し必要な事項
- 2 委員会は、その内容により、調停委員会または調査委員会に必要な事項を命じることができる。
 - 3 委員会は、調停委員会または調査委員会から報告を受け、人権侵害・倫理問題の解決のために関係者への対応及び環境の改善等の措置につき、学長へ具申するものとする。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、事務局があたる。

- 2 委員会には必要に応じて幹事を置くことができる。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行うものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。